○外務省告示第百九十一号

平成二十二年三月十八日にダカール（セネガル）で、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）

ガンビア側　ジブリル・セマン・ジューフ在セネガル　ガンビア高等弁務官

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十二号

平成二十二年三月十八日にダカール（セネガル）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）

ガンビア側　ジブリル・セマン・ジューフ在セネガル　ガンビア高等弁務官

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十三号

平成二十二年三月十八日にダカール（セネガル）で、第三次地方飲料水供給計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次地方飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　八億九千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）

ガンビア側　ジブリル・セマン・ジューフ在セネガル　ガンビア高等弁務官

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十四号

平成二十二年三月十八日にダカール（セネガル）で、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在ガンビア大使（セネガルにて兼轄）

ガンビア側　ジブリル・セマン・ジューフ在セネガル　ガンビア高等弁務官

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十五号

平成二十二年三月十八日にダカールで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在セネガル大使

セネガル側　アブドゥライ・ディオップ経済・財政大臣

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十六号

平成二十二年三月十九日にプライアで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカーボヴェルデ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在カーボヴェルデ大使

カーボヴェルデ側　ジョゼ・ブリト外務大臣

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十七号

平成二十二年三月十九日にプライアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がカーボヴェルデ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　齊藤隆志在カーボヴェルデ大使

カーボヴェルデ側　ジョゼ・ブリト外務大臣

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十八号

平成二十二年三月十九日にナイロビで、第二次西部地域県病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次西部地域県病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岩谷滋雄在ケニア大使

ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百九十九号

平成二十二年三月二十二日にバマコで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマリ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　中川幸子在マリ大使

マリ側　モクタール・ウアンヌ外務・国際協力大臣

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百号

平成二十二年三月二十二日にバマコで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がマリ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　中川幸子在マリ大使

マリ側　モクタール・ウアンヌ外務・国際協力大臣

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百一号

平成二十二年三月十七日にベイルートで、円借款の供与に関する日本国政府とレバノン共和国政府との間の平成八年七月十日付けの交換公文に従ってレバノン共和国政府に供与されることになった海岸線汚染対策・上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成十九年三月十二日付けの口上書により平成二十二年三月十九日まで延長された。）がレバノン共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成二十四年三月十九日まで延長される旨の口上書の交換が、レバノン共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第二百二号

日本国政府は、平成十二年五月二十五日にニューヨークで作成された「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の批准書を寄託する際に同選択議定書第三条2の規定に基づいて宣言を付していたところ、同宣言を次のとおり修正する旨を平成二十二年四月一日に国際連合事務総長に通告した。

よって、同宣言の修正は、平成二十二年四月一日に効力を生じた。

平成二十二年四月九日

外務大臣　岡田　克也

本宣言を次のように改める。

我が国は、法令により、十八歳以上の者から自衛官を採用することとしている。